

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第21条第2項の規定により、多久都市計画道路東多久線、小城都市計画道路小城三日月線及び佐賀都市計画道路大和嘉瀬線の環境影響評価書を作成したので、同法第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第27条の規定により、次のとおり公告する。

平成28年3月1日

佐賀県知事 山口 祥 義

- 1 都市計画決定権者の氏名及び住所  
佐賀県知事 山口 祥義  
佐賀市城内一丁目1番59号
- 2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模
  - (1) 名称
    - ア 多久都市計画道路 東多久線
    - イ 小城都市計画道路 小城三日月線
    - ウ 佐賀都市計画道路 大和嘉瀬線
  - (2) 種類 一般国道の改築
  - (3) 規模
    - ア 延長 約15キロメートル
    - イ 車線の数 4車線
- 3 都市計画対象事業が実施されるべき区域
  - (自) 多久市東多久町大字別府
  - (至) 佐賀市嘉瀬町大字中原
- 4 関係地域の範囲  
多久市、小城市及び佐賀市
- 5 環境影響評価書等の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

- ア 佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課、佐賀土木事務所及び有明海沿岸道路整備事務所
- イ 国土交通省佐賀国道事務所調査課
- ウ 佐賀市建設部都市政策課及び大和支所総務課
- エ 多久市都市計画課
- オ 小城市建設部まちづくり推進課

(2) 縦覧期間

平成 28 年 3 月 1 日（火）から同月 31 日（木）まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。

(3) 縦覧時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで